

資料  
61

10億円以上の委託費を受けた国所管特例民法法人

(単位)：千円

所管官庁	種類	法人名	金額
文 部 科 学 省	(財)	日本分析センター	1,783,805
厚 生 労 働 省	(財)	社会保険健康事業財団	6,221,188
	(財)	労災保険情報センター	3,493,430
	(財)	労災ケアセンター	2,516,363
	(社)	全国労働保険事務組合連合会	2,093,952
	(財)	労災年金福祉協会	1,531,349
経 済 産 業 省	(財)	原子力環境整備促進・資金管理センター	2,179,616
	(財)	社会経済生産性本部	1,604,368
	(財)	石油産業活性化センター	1,553,682
	(財)	電力中央研究所	1,393,544
	(財)	省エネルギーセンター	1,264,340
	(財)	日本エネルギー経済研究所	1,255,150
国 土 交 通 省	(財)	道路保全技術センター	7,995,470
	(財)	公園緑地管理財団	7,650,990
内 国 土 交 通 省	(財)	海洋博覧会記念公園管理財団	1,516,000
文 部 科 学 省 国 土 交 通 省	(財)	原子力安全技術センター	2,493,543
文 部 科 学 省 経 済 産 業 省	(財)	中部科学技術センター	1,013,942
文 部 科 学 省 経 済 産 業 省	(社)	発明協会	1,146,731
文 部 科 学 省 厚 生 労 働 省 経 済 産 業 省 農 林 水 産 省	(社)	バイオ産業情報化コンソーシアム	1,399,651
農 林 水 産 省 経 済 産 業 省 環 境 省	(財)	海洋生物環境研究所	1,082,157

(注) 平成19年度決算ベース。

(計 20法人)

## 都道府県所管法人に対する補助金・委託費等の状況

所管官庁名	補助金等			委託費	
	法人数	交付法人数	交付額(千円)	交付法人数	交付額(千円)
北海道知事	699	136	16,357,735	93	6,250,364
青森県知事	241	45	2,814,778	46	2,177,155
岩手県知事	250	42	2,666,376	48	3,184,418
宮城県知事	256	57	2,182,543	53	6,673,058
秋田県知事	206	51	2,734,354	44	3,362,762
山形県知事	208	35	1,755,207	34	3,834,520
福島県知事	295	71	4,116,741	54	7,155,818
茨城県知事	308	79	4,204,256	75	12,062,600
栃木県知事	233	59	3,135,732	49	6,159,125
群馬県知事	291	70	3,178,487	77	2,765,939
埼玉県知事	391	93	5,279,665	48	25,027,084
千葉県知事	370	48	4,190,318	58	11,765,144
東京都知事	561	162	38,205,680	93	45,658,973
神奈川県知事	482	128	13,118,333	62	22,375,127
新潟県知事	346	58	3,513,015	70	5,442,133
富山県知事	204	83	3,165,092	54	5,926,336
石川県知事	266	94	3,723,062	61	3,202,070
福井県知事	232	45	2,298,962	35	3,370,095
山梨県知事	166	65	2,128,721	42	4,641,773
長野県知事	307	51	3,813,569	34	4,235,432
岐阜県知事	274	70	4,684,982	44	2,199,811
静岡県知事	345	72	3,359,064	63	8,396,330
愛知県知事	424	76	8,555,150	57	17,321,378
三重県知事	207	41	1,922,282	50	5,681,998
滋賀県知事	216	81	3,431,690	50	8,054,719
京都府知事	330	101	3,681,751	47	1,821,970
大阪府知事	680	172	11,339,004	107	12,139,417
兵庫県知事	403	98	7,064,701	83	22,290,653
奈良県知事	248	56	1,232,297	39	862,390
和歌山県知事	180	42	1,372,428	37	853,433
鳥取県知事	157	52	1,714,722	39	1,820,672
島根県知事	221	32	2,102,278	44	3,306,328
岡山県知事	362	82	4,857,789	71	6,393,344
広島県知事	355	65	2,875,913	63	5,346,870
山口県知事	298	73	2,609,564	53	3,303,835
徳島県知事	169	39	2,348,763	43	1,861,269
香川県知事	198	52	1,574,991	48	2,758,264
愛媛県知事	181	31	1,823,850	33	1,339,078
高知県知事	224	31	1,614,860	47	2,381,924
福岡県知事	461	111	5,910,672	61	14,020,402
佐賀県知事	167	39	5,878,097	36	1,902,464
長崎県知事	267	65	2,181,731	55	1,974,908
熊本県知事	201	51	3,271,673	43	2,160,257
大分県知事	236	48	1,903,830	43	1,969,009
宮崎県知事	212	49	2,848,982	63	3,413,659
鹿児島県知事	243	40	5,648,538	46	3,727,004
沖縄県知事	198	49	4,893,500	48	2,151,676
知事計	13,769	3,190	223,285,728	2,543	324,722,988

所管官庁名	補助金等			委託費	
	法人数	交付法人数	交付額（千円）	交付法人数	交付額（千円）
北海道教委	137	13	1,162,193	8	1,190,760
青森県教委	106	8	1,499,997	3	197,254
岩手県教委	65	9	884,154	4	1,958,877
宮城県教委	70	12	639,513	3	921,072
秋田県教委	47	5	1,132,504	3	58,276
山形県教委	119	15	260,264	4	736,123
福島県教委	73	8	298,368	1	573,798
茨城県教委	43	9	627,014	2	3,005,691
栃木県教委	75	14	1,690,897	6	2,054,817
群馬県教委	49	11	533,528	4	1,097,599
埼玉県教委	50	9	819,167	4	805,975
千葉県教委	82	7	761,345	3	25,202
東京都教委	293	33	21,459,767	16	8,340,057
神奈川県教委	136	16	1,979,074	8	679,642
新潟県教委	81	11	299,456	3	3,232,028
富山県教委	57	11	644,996	6	1,739,318
石川県教委	71	15	988,381	5	1,592,105
福井県教委	53	7	369,931	2	353,743
山梨県教委	51	4	307,039	3	708,900
長野県教委	137	12	217,601	2	714,511
岐阜県教委	80	8	516,726	3	1,370,315
静岡県教委	227	15	706,743	3	1,297,965
愛知県教委	107	14	2,919,056	2	2,417,451
三重県教委	78	8	87,316	7	1,593,048
滋賀県教委	75	11	893,125	7	2,598,918
京都府教委	194	37	812,526	4	509,618
大阪府教委	196	29	5,184,147	11	2,578,513
兵庫県教委	179	20	3,132,674	7	1,758,131
奈良県教委	48	7	266,085	2	136,680
和歌山県教委	105	8	202,697	2	353,916
鳥取県教委	41	10	290,831	5	883,258
島根県教委	65	6	457,250	2	566,664
岡山県教委	52	8	661,801	5	342,596
広島県教委	105	7	530,070	1	2,116
山口県教委	83	10	1,043,948	3	1,287,680
徳島県教委	29	1	29,096	1	879,408
香川県教委	63	6	97,753	4	149,605
愛媛県教委	79	9	259,592	5	1,098,453
高知県教委	74	14	429,741	7	1,583,045
福岡県教委	158	20	1,577,031	5	652,965
佐賀県教委	48	8	362,933	4	859,777
長崎県教委	43	8	1,702,087	2	106,931
熊本県教委	52	9	388,927	4	971,468
大分県教委	44	10	408,423	2	7,926
宮崎県教委	40	8	539,265	1	398,391
鹿児島県教委	73	5	213,668	1	127,958
沖縄県教委	61	11	1,226,122	4	528,667
教委合計	4,194	536	61,514,822	194	55,047,211

- (注) 1 平成19年度決算ベース。  
2 補助金等、委託費とは、それぞれ、地方自治法施行規則第15条第2項別記中、節の項「19 負担金、補助及び交付金」、  
「13 委託料」を指す。

1 検査等の委託・推薦等に関する事項

	事務・事業数	府省が講ずべき措置			法人が講ずべき措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
内閣府	委託等	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
警察庁	委託等	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
金融庁	委託等	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
総務省	委託等	5	5	0	0	5	0
	推薦等	14	14	0	0	14	0
	計	19	19	0	0	19	0
法務省	委託等	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
外務省	委託等	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
財務省	委託等	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
文部科学省	委託等	4	4	0	0	4	0
	推薦等	7	7	0	0	7	0
	計	11	11	0	0	11	0
厚生労働省	委託等	33	33	0	0	16	17
	推薦等	33	33	0	0	33	0
	計	66	66	0	0	49	17
農林水産省	委託等	0	0	0	0	0	0
	推薦等	5	5	0	0	5	0
	計	5	5	0	0	5	0
経済産業省	委託等	14	14	0	0	14	0
	推薦等	16	16	0	0	16	0
	計	30	30	0	0	30	0
国土交通省	委託等	31	31	0	0	31	0
	推薦等	48	48	0	0	48	0
	計	79	79	0	0	79	0
環境省	委託等	6	6	0	0	6	0
	推薦等	5	5	0	0	5	0
	計	11	11	0	0	11	0
防衛省	委託等	-	-	-	-	-	-
	推薦等	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-
合計	委託等	90	90	0	0	73	17
	推薦等	122	122	0	0	122	0
	計	212	212	0	0	195	17

(注) 「合計」は、共管による重複を除いた実数である。

2 補助金等の交付等に関する事項

(1) 実施計画の対象事項に対する措置及び新規発生防止のための措置

	件数	措置			助成・給付 事業法人数	措置		
		すべて措置済	一部措置済	未措置		すべて措置済	一部措置済	未措置
内閣府	実施計画掲載事項	3	3	0	0	0	0	0
	新規発生事項	1	1	0	0	1	1	0
	計	4	4	0	0	1	1	0
警察庁	実施計画掲載事項	-	-	-	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
金融庁	実施計画掲載事項	-	-	-	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
総務省	実施計画掲載事項	3	3	0	0	1	1	0
	新規発生事項	3	3	0	0	1	1	0
	計	6	6	0	0	2	2	0
法務省	実施計画掲載事項	-	-	-	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
外務省	実施計画掲載事項	4	4	0	0	0	0	0
	新規発生事項	3	2	0	1	0	0	0
	計	7	6	0	1	0	0	0
財務省	実施計画掲載事項	-	-	-	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
文部科学省	実施計画掲載事項	3	3	0	0	0	0	0
	新規発生事項	3	2	0	1	0	0	0
	計	6	5	0	1	0	0	0
厚生労働省	実施計画掲載事項	9	9	0	0	2	2	0
	新規発生事項	3	2	0	1	1	1	0
	計	12	11	0	1	3	3	0
農林水産省	実施計画掲載事項	7	7	0	0	5	5	0
	新規発生事項	10	6	0	4	7	5	1
	計	17	13	0	4	12	10	1
経済産業省	実施計画掲載事項	6	6	0	0	2	2	0
	新規発生事項	7	5	0	2	3	3	0
	計	13	11	0	2	5	5	0
国土交通省	実施計画掲載事項	1	1	0	0	1	1	0
	新規発生事項	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1	0	0	1	1	0
環境省	実施計画掲載事項	2	2	0	0	2	2	0
	新規発生事項	2	2	0	0	2	2	0
	計	4	4	0	0	3	3	0
防衛省	実施計画掲載事項	-	-	-	-	-	-	-
	新規発生事項	-	-	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-	-	-
合計	実施計画掲載事項	38	38	0	0	13	13	0
	新規発生事項	32	23	0	9	15	13	1
	計	70	61	0	9	27	25	1

(注) 1 実施計画掲載事項は、例外事項に限る。

2 「助成・給付事業法人数」の各省庁の「計」及び「合計」は、法人の重複を除いた実数である。

## 2 補助金等の交付等に関する事項

## (2) 特例民法法人向け補助金等全般に対する措置

	対象法人数	府省がホームページに掲載すべき事項			法人が措置すべき事項		
		すべて措置済	一部措置済	未措置	すべて措置済	一部措置済	未措置
内閣府	17	16	1	0	16	1	0
警察庁	5	4	0	1	4	0	1
金融庁	6	6	0	0	6	0	0
総務省	29	29	0	0	29	0	0
法務省	6	3	0	3	6	0	3
外務省	36	29	6	1	26	8	2
財務省	6	6	0	0	6	0	0
文部科学省	194	111	79	4	115	64	15
厚生労働省	298	265	29	4	205	87	6
農林水産省	131	131	0	0	116	15	0
経済産業省	213	200	13	0	178	32	2
国土交通省	123	120	3	0	117	6	0
環境省	26	26	0	0	26	0	0
防衛省	3	3	0	0	3	0	0
合計	964	843	110	11	734	206	24

(注) 1 「合計」は、共管による重複を除いた実数である。

2 「合計」では、共管法人について、一方の府省が未措置であっても、他方の府省が措置済であれば、措置済としている。

(3) 新規発生防止のための措置

【第三者分配型補助金等】

①実施計画において例外事項とされたもの

補助金等	関係特例民法法人の名称	やむを得ないとする理由等	備考
<b>【総務省】</b>			
明るい選挙推進委託費	(財) 明るい選挙推進協会	当該事業は、国民の選挙・政治意識の高揚を図るという事柄の性格上、全国規模の会員・ボランティアネットワークを有し、選挙啓発について豊富な実績とノウハウを持つ当該法人に委託して実施することが最も効率的・効果的であり、この知見を活かしながら、広報活動の実施について広告代理店等に再委託する必要がある。	—
電波遮へい対策事業費補助金	(社) 移动通信基盤整備協会	当該事業は、通信会社の出捐に国の補助を加えてトンネル・地下通路等にて無線通信を可能とする中継施設整備及び携帯電話事業者等が無線システムによるサービスを提供しようとする場合に当該システムに必要な有線伝送路の整備を行うものであり、多数の工事業者に発注する必要がある。このような事業の性格上、専門的ノウハウを有する当該法人の事業として実施することが最も効率的である。なお、適切な整備目標を設定することにより、当該事業のより効率的・効果的な実施に努める。	平成20年度未だに、1日あたりの平均交通量が概ね5,000台以上の直轄国道・高速道路及び一般有料道路における長さ500m以上のトンネルについて、整備率90%以上とする及び過疎地域等の条件不利地域において新たに20万人以上が携帯電話を利用可能な状態にする整備目標を新たに設定した。
<b>【厚生労働省】</b>			
産業医学助成費補助金	(財) 産業医学振興財団	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通して補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに国からの直接交付へ変更する。	—
血液確保事業等補助金	(財) 友愛福祉財団	HIV訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの拠出により行うこととされた事業である。このため、国自ら実施することができない事業である。	—
医薬品等健康被害対策事業費補助金	(財) 友愛福祉財団	HIV訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業であり、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも現行の事業形態が適切である。	—
高齢者就業機会確保事業費等補助金（ワークプラザ事業）	(社) 全国シルバー人材センター事業協会	当該事業の実施主体である(社)全国シルバー人材センター事業協会は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第46条の規定に基づく指定法人であり、全国のシルバー人材センター等を会員とし、シルバー人材センター連合の指導・援助等に係る事務を行う法人であり、同協会を通じて政策目的が効率的かつ効果的に実現できるため、例外事項とされているところである。なお、地域ニーズを適切に把握し、ワークプラザの整備目標を設定した上で、目標を達成した時点で廃止する。また、事業を継続する場合であっても、ワークプラザの設置基準の公開、利用実態の把握、民業圧迫を招かないための措置等運用面の改善を図る。	平成19年度から解消
<b>【農林水産省】</b>			
農山漁村振興緊急対策費補助金	(財) 農林水産長期金融協会	多数の農業経営基盤強化資金の借入者である認定農業者に対する利子助成であるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。なお、臨時緊急的な支援の必要性から貸付金利そのものの措置でない方法によっている趣旨にかんがみ、その効果を踏まえた事業継続の必要性について毎年度厳格に検証する。	—
農山漁村振興基金造成費補助金	(財) 農林水産長期金融協会	多数の認定農業者育成確保資金の借入者である認定農業者に対する利子助成であるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。なお、臨時緊急的な支援の必要性から貸付金利そのものの措置でない方法によっている趣旨にかんがみ、その効果を踏まえた事業継続の必要性について毎年度厳格に検証する。	—
国産水産物安定供給推進事業費補助金	(財) 魚価安定基金	多様な魚種につき会計年度をまたがって買取り、保管等を行う必要があるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	平成19年度から解消
果実等生産出荷安定基金造成費補助金	(財) 中央果実生産出荷安定基金協会	会計年度をまたがって価格安定のためのプロセスが進められるという事業対象の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	平成19年度においては、当該補助金は交付されていない
鶏卵価格安定対策費補助金	(社) 全国鶏卵価格安定基金	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—
鶏卵価格安定対策費補助金	(社) 全日本卵価格安定基金	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—
配合飼料価格安定対策事業費補助金	(社) 配合飼料供給安定機構	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	平成19年度においては、当該補助金は交付されていない
<b>【経済産業省】</b>			
航空機開発助成事業交付金	(財) 航空機国際共同開発促進基金	国からの交付金と事業者からの収益納付金を一体的に活用している効率的な制度であることから、現状のスキームを維持する。	—
経営安定関連保証対策費補助金	(社) 全国信用保証協会連合会	中小企業者に対する資金供給の円滑化のための仕組みの一部であり、基金方式により弾力的にその役割を果たすために、現状のスキームを維持する。	—
<b>【国土交通省】</b>			
自動車事故対策費補助金	(財) 交通遺児育成基金	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する必要がある。	—
<b>【環境省】</b>			
土壌汚染等対策事業推進費補助金	(財) 日本環境協会	当該補助金は、市街地の土壌・地下水汚染対策を行う事業者等に対する財政支援を目的とする基金であり、複数年にわたる継続的な投資を必要とする土壌・地下水汚染対策に効果的に対応するためには、現行の方法が適切である。	—
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	(財) 産業廃棄物処理事業振興財団	産業界の出捐に国の補助が加わり基金が造成されているものであり、また、あらかじめ基金という形で資金を確保することにより都道府県等が行う原状回復の代執行の際の財政面での不安を軽減するとともに個別案件への機動的な対応を容易にする必要があることから、現行の方法が適切である。	—

②新規発生事項

補助金等	関係特例民法法人の名称	やむを得ないとする理由等	備考
------	-------------	--------------	----

【平成15年度新規発生事項】

【厚生労働省】

育児休業労働者等支援交付金	(財) 21世紀職業財団	本事業は、而立支援制度の導入を図る多数の事業主に対する助成であることから、第三者分配型に該当することとなっているが、この業務は、全国一律の基準で確実、適正、公平に行われることが必要であるため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」により、全国に一に限り指定される法人において行われることとされているものである。企業における雇用管理等の専門的知識・ノウハウと全般的な展開能力を有する当該法人に実施させることが最も適切であることから、当該法人を実施主体としているものである。	—
---------------	--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【経済産業省】

石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（石油販売業者経営高度化調査・実現化事業）	(社) 全国石油協会	本事業は、石油製品販売事業者にとって新規性の高い経営手法・販売手法の展開を図るための実証実験等の事業であるが、国の政策目的に合致した適正な審査を適切かつ効率的に実施するためには、中立性を有するとともに、石油製品販売業の構造改善政策趣旨を十分に理解していることに加えて、石油製品販売業者の実状を熟知し、石油製品販売業に精通した機関である当法人を実施主体としたため。	—
------------------------------------------	------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【環境省】

土壌環境保全総合対策推進費補助金	(財) 日本環境協会	本事業は、都道府県等を通じて負担能力の低い土地所有者等が行う土壌汚染対策に係る措置に対して助成を行うものである。この助成は、当該補助金と産業界の出資金により造成された基金により行うため第三者分配型に該当することとなった。土壌汚染対策の措置に要する費用は、年度毎に変動があることから、これに機動的、弾力的に対応し、また、負担能力の低い土地所有者等が当該措置を行う費用の財政面での不安を軽減するためには、現行の方法が適切である。	—
CDM/JI事業調査委託費	(財) 地球環境センター	公募により補助事業者を決定し、事業を行った結果、第三者分配型に該当することとなった。本事業は、我が国の民間事業者がCDM/JIプロジェクトの実施可能性調査を行う際の支援であり、その調査結果を公開しプロジェクト実施に係るノウハウ・知見等を他の民間事業者にも還元することによりCDM/JIプロジェクトの実施の促進を図るなど、地球温暖化対策の観点から必要不可欠の事業である。事業実施者は中立的な立場で、公募により決定した支援対象案件の進捗管理、実施効果の把握、業務内容の改善提案等を行う必要があることから、現行の方法が適切である。	—

【平成16年度新規発生事項】

【内閣府】

沖縄自動車道利用促進事業費補助金	(財) 沖縄観光コンベンションビューロー	本事業は、陸上交通を専ら道路に依存している沖縄県の各地域の交流、とりわけ北部地域との交流促進を通じ、沖縄経済の活性化に寄与することを目的として沖縄政策協議会の了解を経て創設され、沖縄振興計画（平成14年7月10日内閣総理大臣決定）においても振興施策の一つとして位置付けられているものであり、沖縄自動車道の利用促進を図るために事業主体が行う取組に対して助成するものである。従前は沖縄県を事業主体としていたが、平成16年度から観光産業の振興の観点から利用者の様々なニーズや実態等にきめ細かく対応したサービス提供を図るために、沖縄県における観光施策の主体的役割を担っている当該法人を実施主体としたところであり、当該法人による事業の実施が最も効率的・効果的であるため。	平成21年度から解消
------------------	----------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

【総務省】

特定周波数対策交付金	(社) 電波産業会	（特定周波数変更対策業務） 地上アナログ放送をデジタル化するために必要となる特定周波数変更対策業務について、電波法に基づき当該法人に業務移管したため、第三者分配型に該当することとなった。 （特定周波数終了対策業務） 無線LAN等の新たな電波需要に対応するため、既存の電波利用者に対して一定の損失補償を行うことを目的とした特定周波数終了対策業務について、電波法に基づき当該法人に業務移管したため、第三者分配型に該当することとなった。	—
------------	-----------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【経済産業省】

アセアン産業構造高度化事業費補助金	(社) 日・タイ経済協力協会	従来から実施していた「海外協力センター事業費補助金」について、重点項目の見直し及び補助率の引き下げを行い、補助金名を「アセアン産業構造高度化事業費補助金」としたため。本補助事業は、タイへの技術協力の観点で極めて重要。本補助金の補助先である(社)日・タイ経済協力協会及び再委託先である泰日経済技術振興協会(タイ国法人)は、設立以来、タイへの経済協力の推進に関する事業を行っており、豊富な経験、専門的知見を有する団体であることから、現状のチームを維持する。なお、本補助事業は、国からの補助金と民間資金が一体化されて事業が実施され、また、再委託先は外国法人である。	—
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（土壌汚染未然防止対策事業）	(社) 全国石油協会	事業者の約98%が中小企業である揮発油販売業者に対して、土壌汚染を引き起こすような漏洩の危険性が高い老朽化地下タンク等の撤去・入換工事に対して補助するものであり、直ちに当該補助金を廃止することは困難。また、本補助金に対しては、数百件の申請があり、これを国が直接交付することは、効率的ではなく、石油製品販売業者の実情を熟知した機関である当法人を実施主体としたため。	—

【平成17年度新規発生事項】

【農林水産省】

家畜衛生対策事業費	(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会	平成17年度から従来事業に加え、新たにBSE関連対策事業等、多数の補助対象者に補助金を交付する事業を実施することとなったため、第三者分配型に該当することとなった。本補助事業は、牛海綿状脳症（BSE）などの家畜の伝染性疾病的なまん延防止を図るため、全国のすべての畜産農家（約13万戸）を事業対象としている。事業の特殊性にかんがみ、当該法人が直接交付することは効率的でないことから、協会の会員である都道府県団体を通じて農家に交付することとしたものである。	—
-----------	-------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

（平成19年度新規発生事項）

【総務省】

電波遮へい対策事業費補助金	(社) デジタルラジオ推進協会	当該事業は、地下街等で放送が受信できない地域のうち、特に公共性が高い場所について、携帯端末向け地上デジタル放送や災害に強いラジオ放送の不感対策を推進するものであり、放送関係者等から構成されデジタル放送の推進について専門的なノウハウを有する当該法人の事業として実施することが最も効率的であり、このノウハウを活かしつつ、実際の放送を行うための再送信装置の設置工事については専門の工事業者に発注する必要がある。	—
---------------	-----------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【農林水産省】

中小漁業関連資金融通円滑化事業	(社) 漁業信用基金中央会	本事業は、漁業信用基金協会が行う無担保・無保証人での債務保証について、保証引受、代位弁済に係る経費の一部を助成するものであり、前年実績に比べ、保証引受額等が増加したことから、第三者分配型に該当することとなった。今後も会計年度をまたがって保証事故に対応した支払い等を行うという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	平成19年度から解消
-----------------	---------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------

【経済産業省】

自動車燃料消費効率改善システム導入促進事業費補助金	(財) 省エネルギーセンター	平成21年度より当該補助金については予算要求をしないこととした。	平成21年度から解消
---------------------------	----------------	----------------------------------	------------

（平成20年度新規発生事項）

【文部科学省】

地域科学技術振興事業委託費	(財) 関西文化学術研究都市推進機構	当該事業は、地域の主体性の下、大学等の公的研究機関を核とした産学官の有機的なネットワークを形成し、イノベーションを連鎖的に創出する集積（クラスター）の形成を目指す事業である。このようなクラスター形成を促進するための実施体制として、事業全体のマネジメントを行う中核機関と文部科学省が委託契約を締結し、中核機関が大学等に対し、研究開発に関して再委託契約を締結する仕組みとしているため。	—
---------------	--------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【農林水産省】

飼料に含まれるマラカイトグリーン及びロイコマラカイトグリーンの畜産物への残留に関する調査委託事業委託費	(社) 日本科学飼料協会	本事業を効果的かつ効率的に実施するには、家畜を対象とした飼料試験に関する専門的知識を有することが必要であることから、当該知見を有し、かつ、各種飼料試験の実績がある(社)日本科学飼料協会を交付先として選定したところである。一方、(社)日本科学飼料協会には畜産物中のマラカイトグリーン含有量等を測定する機器が十分にはなく、また、多数の試料の分析を迅速に実施するために、当該分析について外部へ委託したことから、結果的に再委託の割合が50%を上回る結果となった。今後、このようなケースが想定される事業については、分析機関等との共同実施とするよう誘導することにより再発防止を図る。	本事業は19年度のみの実施である。
抗菌性物質薬剤耐性菌評価情報整備委託事業	(財) 畜産生物科学安全研究所	本事業は、薬剤耐性菌発生機序に係る調査、データ収集を実施し、リスク管理措置の検討に資する資料を作成するために実施しているものである。本事業はそれぞれ関連性があるいくつかの小試験からなっているが、この目的を達成するためには、単に個々の小試験を行い考察を得るだけでなく、それぞれの小試験の結果及び考察を総括し、総合的に判断することによって一つの結論を導き出す必要があるため、分割発注は行わなかったところである。また、本事業のうち再委託した部分は、委託先の動物飼育施設に限りがある等の理由で委託先が実施できない個々の小試験の一部に限定されている。	—
農業競争力強化対策事業推進費	(社) 中央酪農会議	公募型の補助事業について、複数の法人が共同機関となり応募し実施されたものであるが、補助金の交付については、代表法人へ一括交付される仕組みであることから、結果的に第三者分配型となっているものである。	—
農地制度資料収集・分析委託費	(財) 農政調査会	本委託事業の受託者は、農地制度・農業構造政策に関する膨大な資料の中から必要な資料を取捨選択し、体系的に整理できる高い専門性を有する者を組織し、検討・分析を行う必要がある。成果品の作成に当たっては、印刷製本に関する専門性が必要であり、受託者では実行できないことから他者に委託したものであるが、買数が多い等の理由により再委託額が高くなり、結果として第三者分配型となっているものである。	当該委託事業は平成20年度限りで廃止。
真の日本食・日本食材海外発信委託事業	(財) 日本木材総合情報センター	本事業は、国産材の輸出促進に向けた海外向けPR用のDVDを作成する事業であり、公募方式により事業者を特定して実施したものである。当該事業の制作に係る企画、現地調整、撮影及び編集方針等作成に係る根幹部分については、当該法人で実施したものの、現地撮影及び編集の実務については、技術的な要請から再委託としたため第三者分配型に該当することとなった。なお、当該事業の委託は19年度に完了しており、今後の発注は行わない。	平成20年度から解消
担い手代船取得支援リース事業費	(社) 大日本水産会	本事業は、漁船の入手コストの軽減や入手方法の多様化のため、漁業者団体が行う漁船のリース事業等に対する助成を目的とする基金を造成するものである。そのため、本事業では、リース料の一部を全リース期間分について措置することから、第三者分配型に該当することとなったが、会計年度をまたがって後年度負担分（最大15年間）が発生するため、現行の方法で事業を行うことが適切である。	当該補助金は平成19年度限りで廃止。
責任あるまぐろ漁業実践推進事業費	(社) 責任あるまぐろ漁業推進機構	当該法人が取り組む普及・啓発事業である直接補助事業と、漁業者が取り組む混獲回避型操業形態のモデル化事業である間接補助事業が一体化した補助事業のため、実行で間接補助事業費が直接補助事業費を上回る場合がある。	当該補助金は平成19年度限りで廃止。

【経済産業省】

高度専門留学生育成事業	(財) 中部生産性本部	自動車に精通し、日本理解とグローバル感覚を兼ね備えたスーパーエンジニアを養成することを目的とした、専門教育・ビジネス日本語教育のプログラム開発部会等の運営、インターンシップ・就職支援等において、人件費、委員等謝金・旅費、印刷費等の再委託費以外の経費が委託契約時の計画を下回ったため、結果として再委託費の占める割合が50%を超え、第三者分配型補助金等に該当することとなった。	平成21年度から解消
情報大航海プロジェクト（デジタルサービスの開発と実証）	(財) 国際医学情報センター	本事業は、利用者個人の身体情報を収集し医療専門医による医療知識を活用した解析結果を付加した上で健康サービス事業者等に提供することにより、適切なヘルスケア情報の提供を行うシステムを構築するために必要な技術開発及び実証試験を行うものである。事業遂行に当たり他の法人が有するネットワークに依存せずに相互接続を行う技術や、各種センサ機器統合のための共通プロトコル仕様策定に関する専門的知見を必要としたことから第三者分配型に該当することとなった。なお、本法人による受託事業は平成19事業年度で終了しており、平成20事業年度以降は第三者分配型を解消済みである。	平成21年度から解消

【補助金依存型特例民法法人】

③実施計画において例外事項とされたもの

関係特例民法法人の名称	やむを得ないとする理由等	備考
<b>【内閣府】</b>		
(財) 世界政経調査会	我が国の情報調査の必要性から、内閣官房の委託により当該事業を行っている法人の存在は不可欠であり、委託費の廃止は困難である。自己収入拡大の方途も限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に改善することは困難であるが、事業を総合的に見直し、法人の統廃合等、管理業務の共通化による経費削減を図るとともに、個別の業務内容の見直し等、事業の効率的実施を行うことにより、平成17年度までに段階的に委託費を15%削減した。また、平成18年度7月以後、「基本方針2006」に基づき、公益法人向け補助金等について5年間で5%以上の抑制を図ることとされ、毎年度、前年度予算額の100分の1に相当する額以上の削減を行っている。引き続き、事業の総合的な見直しや効率的・効果的運営に努める。	—
(社) 国民出版協会	我が国の情報調査の必要性から、内閣官房の委託により当該事業を行っている法人の存在は不可欠であり、委託費の廃止は困難である。自己収入拡大の方途も限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に改善することは困難であるが、事業を総合的に見直し、法人の統廃合等、管理業務の共通化による経費削減を図るとともに、個別の業務内容の見直し等、事業の効率的実施を行うことにより、平成17年度までに段階的に委託費を15%削減した。また、平成18年度7月以後、「基本方針2006」に基づき、公益法人向け補助金等について5年間で5%以上の抑制を図ることとされ、毎年度、前年度予算額の100分の1に相当する額以上の削減を行っている。引き続き、事業の総合的な見直しや効率的・効果的運営に努める。	—
(社) 国際情勢研究会	我が国の情報調査の必要性から、内閣官房の委託により当該事業を行っている法人の存在は不可欠であり、委託費の廃止は困難である。自己収入拡大の方途も限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に改善することは困難であるが、事業を総合的に見直し、法人の統廃合等、管理業務の共通化による経費削減を図るとともに、個別の業務内容の見直し等、事業の効率的実施を行うことにより、平成17年度までに段階的に委託費を15%削減した。また、平成18年度7月以後、「基本方針2006」に基づき、公益法人向け補助金等について5年間で5%以上の抑制を図ることとされ、毎年度、前年度予算額の100分の1に相当する額以上の削減を行っている。引き続き、事業の総合的な見直しや効率的・効果的運営に努める。	—
<b>【総務省】</b>		
(財) 明るい選挙推進協会	当該法人は、国民の選挙・政治意識の高揚を図るため、中立不偏の立場を厳守しながら明るい選挙推進運動を行っている団体であり、このような当該法人の性格上、自己収入の拡大は極めて限られており、委託費の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。なお、これまで事業及び予算の見直しを行ってきたところであり、引き続き、事業の効率的・効果的運営に努める。	—
<b>【外務省】</b>		
(財) フォーリン・プレスセンター	今後も、当該法人を通じた海外情報発信・広報の強化の必要性は認められ、委託費の廃止は困難である。自己収入の拡大を図るが、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。	役員報酬への助成を廃止（平成17年度から実施）。政府・自治体からの外国メディアを対象とする受託事業の充実、刊行物の一部有料販売実施、賛助会員数増大による収益の拡充を図っている。また、事業全体コストを節約しつつ、各種事業活動の多様化・充実を図っている。
(財) アジア福祉教育財団	当該法人は政府の委託を受け、日本における条約難民等の援助を実施しており、今後も難民認定申請者等の増加傾向を踏まえて事業委託を行う必要があるが、引き続き、事業の効率的・効果的運営に努める。	19年度から解消
(財) 交流協会	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効率的・効果的運営に努める。	役員報酬の引下げを実施。（平成14年度）
(財) 日韓産業技術協力財団	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効率的・効果的運営に努める。	—
(社) 国際農林業協働協会	補助金等の大宗を占める緊急食糧支援事業費補助金は、従来行われた事業の後年度負担として交付しているものであるため、現在の事業方式を維持する。	—
<b>【文部科学省】</b>		
(財) 核物質管理センター	保障措置等は、核不拡散条約の実施に係るものであるとともに、原子力の中でも極めて限られた専門的かつ特殊な分野であるため、現在の委託事業等を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	—
(財) 日本分析センター	環境放射線（能）モニタリングに係る高度な専門能力を有し、中立公正な調査業務を行う我が国唯一の分析専門機関であるため、当該法人以外に現在の委託事業を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	—
(財) 産業医学振興財団	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通じて補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後、私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	—
<b>【厚生労働省】</b>		
(財) 産業医学振興財団	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通じて補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後、私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	—
(財) 21世紀職業財団	女性の雇用管理改善に係る支援事業については、専門的知識・ノウハウと全国的な展開能力を有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等による国の指定等に基づく業務であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	平成20年度に引き続き、21年度予算において、補助金等の削減や事業の見直しを行うこととしている。
(財) 女性労働協会	女性の職業能力発揮に係る支援事業については、専門的ノウハウを蓄積し関係団体との太いパイプ等を活用した労働者への個別相談対応が可能な当該法人への委託が最も合理的である。また、収入の主要部分が固有施設の「女性と仕事の未来館」運営に係る委託費であることから、自己収入の拡大に努めるものの、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	平成20年度に引き続き、21年度予算において、補助金等の削減や事業の見直しを行うこととしている。
(財) 介護労働安定センター	介護労働者の雇用管理の改善等に関する業務については、専門的知識・ノウハウを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づいて国の指定等に基づき業務が実施されていることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	平成19年度に引き続き、平成20年度予算において、補助金等の削減を行った。
(財) 友愛福祉財団	HIV訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの拠出により行うこととされた事業及びHIV訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業を行っており、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも国が直接実施することは困難なため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—
(財) エイズ予防財団	エイズ予防対策事業等については、専門的知識・ノウハウや関係団体との太いパイプを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行われている事業であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—
<b>【農林水産省】</b>		
(社) 国際農林業協働協会	補助金等の大宗を占める緊急食糧支援事業費補助金は、従来行われた事業の後年度負担として交付しているものであるため、現在の事業方式を維持する。	—

【経済産業省】

(財) 交流協会	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬削減を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	役員報酬の引下げを実施（平成14年度）。
(財) 日韓産業技術協力財団	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	—
(社) 日本ベア甲協会	政府方針（ワシントン条約の留保撤回）によりベア甲の原材料となるタイマイの輸入が禁止されたものであり、業界の自助努力のみでは対応困難なため、補助金の交付を継続する必要があるが、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難であるが、平成14年度において補助金の大幅な削減を行った。なお、当該事業については、国内における増養殖の進展の状況等を踏まえ、引き続き事業の見直しを図るものとする。	—
(財) 核物質管理センター	保障措置等は、核不拡散条約の実施等に係るものであるとともに、原子力の中でも極めて限られた専門的かつ特殊な分野であるため、現在の委託事業等を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	—

④新規発生事項

関係特別民法法人の名称	やむを得ないとする理由等	備考
-------------	--------------	----

（平成16年度新規発生事項）

【総務省】

(社) 電波産業会	地上アナログ放送をデジタル化するために必要となる特定周波数変更対策業務について、電波法に基づき当該法人に業務移管したため、補助金依存型公益法人に該当することとなった。	—
-----------	-------------------------------------------------------------------------------------	---

（平成17年度新規発生事項）

【外務省】

(財) 日本国際問題研究所	我が国外交の研究およびその政策企画への建設的構想の提供等を行っている本法人の存在は、我が国の中長期的な外交政策の企画・立案上の必要性から不可欠であり、補助金等の廃止は困難である。また、本法人の一部門である軍縮・不拡散促進センターが実施する、包括的核実験禁止条約（CTBT）に基づく検証関連事業は、我が国が同条約の定める検証制度に効果的に参画するために不可欠であり、同事業に係る委託費は、委託契約に基づく対価的な経費であり、また、補助金適正化法の適用対象となる「補助金等」には該当しない。事業の公益性にかんがみ、法人の努力による自己収入の増加には限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難である。	—
(財) 国際開発高等教育機構	補助金等収入以外の自己収入が減少したため補助金依存型法人となった。	改善計画を策定

【文部科学省】

(財) 国際開発高等教育機構	補助金等収入以外の自己収入が減少したため補助金依存型法人となった。	改善計画を策定
----------------	-----------------------------------	---------

（平成18年度新規発生事項）

【厚生労働省】

(財) がん研究振興財団	当該法人が行う事業は、がん治療の研究振興分野において、その研究実績を全国的に展開することが強く求められている事業であり、我が国のがん研究の最前線にいる研究者とのネットワークを有する主体が当該法人において他に存在しないことから当該法人に委託して実施させているところであり、がん治療に対するニーズが急速に高まっていることを背景に、結果として当該法人がこの事業を中心に展開しているためである。	平成19年度に解消
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------

【国土交通省】

（平成19年度新規発生事項）

【文部科学省】

(社) 日本教材備品協会	将来の制度改革を見据え、あるべき新しい教育システムを提言するための調査研究（新教育システム開発プログラム）の一環として公募により「学校教材整備の仕組みの構築」事業が採択された。自己収入の拡大を図っているが、当事業期間（18～19年度）は補助金等の年間収入比率を3分の2未満とすることは困難なため、補助金依存型公益法人となった。	改善計画を策定 平成20年から解消
--------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------

【厚生労働省】

(財) 日本傷痍軍人会	戦傷病者の更生福祉に関する相談及び「しょうけい館」の運営に係る戦傷病者福祉事業助成委託費は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に基づく補助金等として、交付要綱に基づいて適切に交付しているものである。また、当該法人は戦傷病者の関係団体であり、戦傷病者に関して多くの知見を有していることから、当該事業の委託先としては適切であり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—
-------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

（平成20年度新規発生事項）

【外務省】

(財) 日韓文化交流基金	事業内容を見直した上、拠出金の削減等を行っているが、日韓首脳間の合意に基づく事業を実施しており、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	—
--------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【厚生労働省】

(社) 生活福祉研究機構	当該法人が受ける補助金は、毎年度定額を交付されるものではなく、団体からの申請を受け、適正かつ公正審査を経て採択・交付されるものである。平成19年度は、補助金等収入以外の自己収入が減少したために補助金依存型特別民法法人に該当することとなった。	—
--------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

【農林水産省】

(社) 大日本水産会	補助金の大宗を占める水産業燃油高騰緊急対策事業費及び漁船漁業構造改革総合対策事業費、資源回復等推進支援事業費補助金を当該法人に交付する特段の理由がある。	平成21年度予算において、これまで実施されてきた水産業燃油高騰緊急対策事業、漁船漁業構造改革総合対策事業及び資源回復等推進支援事業の主要メニューを組み合わせ我が国漁業、農産業について体質強化を総合的に支援するための水産業体質強化総合対策事業を設けた。なお、水産業体質強化総合対策事業は公募で選定する。
(社) 食品需給研究センター	企画競争あるいは公募によって補助事業・委託事業の事業者を選定され、事業を実施したが、当該年度において、補助金等収入以外の自己収入の減少等により、結果として、年収に対する補助金等の比率が高まったため補助金依存型法人となった。 なお、平成20年度以降は補助金等の縮減・見直しとともに、自己収入の拡大に努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成20年度から解消

【経済産業省】

(社) 全国石油協会	平成19年12月の「原油高騰・下請中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」において取りまとめられた、「原油価格の高騰に伴う中小企業、各業種、国民生活等への緊急対策の具体化について」を踏まえて、ガソリンスタンドの運転資金の調達を円滑にするため、セーフティネット保証制度を創設した。そのため、揮発油販売経営合理化基金へ70億円の積み増しを行い、基金の増額のための補助金を交付する年度においてのみ、一時的に補助金依存型公益法人に該当することとなった。	-
------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

補助金依存状態解消のための改善計画

(単位：千円)

(平成17年度新規発生事項)

【外務省、文部科学省】

(財) 国際開発高等教育機構

	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度 (決算ベース)	平成18年度 (決算ベース)	平成19年度 (決算ベース)	平成20年度	平成21年度
国からの補助金等収入(A)	727,888	679,590	651,386	614,070	606,062	600,001
年間収入(B)	989,677	948,157	893,497	853,956	893,897	902,228
補助金等依存率(A)/(B)	73.5%	71.7%	72.9%	71.9%	67.8%	66.5%

(平成18年度新規発生事項)

【文部科学省】

(社) 日本教材備品協会

	平成18年度 (決算ベース)	平成19年度 (決算ベース)	平成20年度
国からの補助金等収入(A)	352,366	311,252	0
年間収入(B)	386,420	335,935	25,012
補助金等依存率(A)/(B)	91.2%	92.7%	0.0%

## 1 役員名簿への常勤・非常勤の別の付記の状況

府省名	対象法人数 (国所管のすべての法人数)	付記している 法人数
内閣府	88	87 ( 98.9 )
警察庁	48	48 ( 100 )
金融庁	130	130 ( 100 )
総務省	300	300 ( 100 )
法務省	137	136 ( 99.3 )
外務省	217	207 ( 95.4 )
財務省	706	706 ( 100 )
文部科学省	1,937	1,937 ( 100 )
厚生労働省	1,061	1,056 ( 99.5 )
農林水産省	426	423 ( 99.3 )
経済産業省	808	798 ( 98.8 )
国土交通省	1,113	1,113 ( 100 )
環境省	94	94 ( 100 )
防衛省	22	22 ( 100 )
合計	6,625	6,595 ( 99.5 )

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。  
2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

## 2 役員名簿への国家公務員出身者の最終官職の付記の状況

府省名	対象法人数 (役員に国家公務員 出身者がいる法人 数)	付記している 法人数
内閣府	69	67 ( 97.1 )
警察庁	42	42 ( 100 )
金融庁	59	59 ( 100 )
総務省	164	164 ( 100 )
法務省	66	64 ( 97.0 )
外務省	137	127 ( 92.7 )
財務省	123	123 ( 100 )
文部科学省	649	649 ( 100 )
厚生労働省	431	424 ( 98.4 )
農林水産省	313	310 ( 99.0 )
経済産業省	455	449 ( 98.7 )
国土交通省	644	644 ( 100 )
環境省	66	66 ( 100 )
防衛省	21	21 ( 100 )
合計	2,888	2,860 ( 99.0 )

(注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。  
2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

### 3 役員の報酬に関する規程の整備・公開状況

府省名	対象法人数	規程を定めている法人数	うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数		規程を定めていない法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数		規程を公開している法人数	うち閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人数
			うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数		うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数		
内閣府	18	18 ( 100 )	18 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	17 ( 94.4 )	17 ( 94.4 )
警察庁	5	5 ( 100 )	5 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 100 )	4 ( 80.0 )
金融庁	7	7 ( 100 )	7 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	7 ( 100 )	7 ( 100 )
総務省	37	37 ( 100 )	36 ( 97.3 )	1 ( 2.7 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	37 ( 100 )	37 ( 100 )
法務省	6	6 ( 100 )	6 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	6 ( 100 )	6 ( 100 )
外務省	35	34 ( 97.1 )	32 ( 91.4 )	0 ( 0 )	1 ( 2.9 )	1 ( 2.9 )	0 ( 0 )	34 ( 97.1 )	31 ( 88.6 )
財務省	7	7 ( 100 )	7 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	7 ( 100 )	7 ( 100 )
文部科学省	195	188 ( 96.4 )	182 ( 93.3 )	2 ( 1.0 )	7 ( 3.6 )	2 ( 1.0 )	0 ( 0 )	188 ( 96.4 )	167 ( 85.6 )
厚生労働省	377	369 ( 97.9 )	367 ( 97.3 )	1 ( 0.3 )	8 ( 2.1 )	6 ( 1.6 )	0 ( 0 )	367 ( 97.3 )	357 ( 94.7 )
農林水産省	155	155 ( 100 )	155 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	155 ( 100 )	155 ( 100 )
経済産業省	222	220 ( 99.1 )	219 ( 98.6 )	0 ( 0 )	2 ( 0.9 )	1 ( 0.5 )	0 ( 0 )	220 ( 99.1 )	219 ( 98.6 )
国土交通省	168	168 ( 100 )	165 ( 98.2 )	2 ( 1.2 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	168 ( 100 )	168 ( 100 )
環境省	29	29 ( 100 )	29 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	29 ( 100 )	29 ( 100 )
防衛省	3	3 ( 100 )	3 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 100 )	3 ( 100 )
合計	1,112	1,095 ( 98.5 )	1,081 ( 97.2 )	6 ( 0.5 )	17 ( 1.5 )	9 ( 0.8 )	0 ( 0 )	1,092 ( 98.2 )	1,051 ( 94.5 )

- (注) 1 平成19年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人が対象。  
 2 合計は共管による重複を除いた実数である。  
 3 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

### 4 役員の退職金に関する規程の整備・公開状況

府省名	対象法人数	規程を定めている法人数	うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数		規程を定めていない法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数		規程を公開している法人数	うち閲覧及びインターネットによる公開のすべてを実施している法人数
			うち具体的な支給水準が明らかになるよう規程を定めている法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数		うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数	うち次期理事会等において具体的な支給水準が明らかになるよう規程を整備予定の法人数		
内閣府	18	18 ( 100 )	18 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	17 ( 94.4 )	16 ( 88.9 )
警察庁	5	5 ( 100 )	5 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	5 ( 100 )	4 ( 80.0 )
金融庁	7	7 ( 100 )	7 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	7 ( 100 )	7 ( 100 )
総務省	37	37 ( 100 )	36 ( 97.3 )	1 ( 2.7 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	37 ( 100 )	37 ( 100 )
法務省	6	5 ( 83.3 )	5 ( 83.3 )	0 ( 0 )	1 ( 16.7 )	1 ( 16.7 )	0 ( 0 )	5 ( 83.3 )	5 ( 83.3 )
外務省	35	35 ( 100 )	35 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 2.9 )	0 ( 0 )	35 ( 100 )	31 ( 88.6 )
財務省	7	7 ( 100 )	7 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	7 ( 100 )	7 ( 100 )
文部科学省	195	184 ( 94.4 )	181 ( 92.8 )	0 ( 0 )	11 ( 5.6 )	2 ( 1.0 )	0 ( 0 )	182 ( 93.3 )	164 ( 84.1 )
厚生労働省	377	368 ( 97.6 )	366 ( 97.1 )	1 ( 0.3 )	9 ( 2.4 )	7 ( 1.9 )	0 ( 0 )	365 ( 96.8 )	355 ( 94.2 )
農林水産省	155	154 ( 99.4 )	154 ( 99.4 )	0 ( 0 )	1 ( 0.6 )	1 ( 0.6 )	0 ( 0 )	154 ( 99.4 )	154 ( 99.4 )
経済産業省	222	221 ( 99.5 )	220 ( 99.1 )	0 ( 0 )	1 ( 0.5 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	221 ( 99.5 )	218 ( 98.2 )
国土交通省	168	168 ( 100 )	164 ( 97.6 )	3 ( 1.8 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	168 ( 100 )	159 ( 94.6 )
環境省	29	29 ( 100 )	29 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	29 ( 100 )	29 ( 100 )
防衛省	3	3 ( 100 )	3 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 100 )	3 ( 100 )
合計	1,112	1,089 ( 97.9 )	1,078 ( 96.9 )	5 ( 0.4 )	23 ( 2.1 )	10 ( 0.9 )	0 ( 0 )	1,083 ( 97.4 )	1,042 ( 93.7 )

- (注) 1 平成19年度決算ベースにおいて国から補助金・委託費等の交付を受けている所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人が対象。  
 2 合計は共管による重複を除いた実数である。  
 3 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。

## 5 有給常勤従業員の平均年間報酬額規模別法人数

府省名	対象法人数	有給従業員のいない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上2,000万円未満の法人数
内閣府	3	3 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
警察庁	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
金融庁	2	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 100 )
総務省	7	2 ( 28.6 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 28.6 )	3 ( 42.9 )
法務省	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
外務省	8	1 ( 12.5 )	0 ( 0 )	3 ( 37.5 )	1 ( 12.5 )	1 ( 12.5 )	2 ( 25.0 )
財務省	1	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 100 )
文部科学省	7	1 ( 14.3 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 57.1 )	2 ( 28.6 )
厚生労働省	29	10 ( 34.5 )	2 ( 6.9 )	2 ( 6.9 )	6 ( 20.7 )	9 ( 31.0 )	0 ( 0.0 )
農林水産省	9	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 33.3 )	2 ( 22.2 )	4 ( 44.4 )	0 ( 0.0 )
経済産業省	20	3 ( 15.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0.0 )	2 ( 10.0 )	7 ( 35.0 )	8 ( 40.0 )
国土交通省	18	2 ( 11.1 )	0 ( 0 )	3 ( 16.7 )	3 ( 16.7 )	9 ( 50.0 )	1 ( 5.6 )
環境省	5	0 ( 0 )	0 ( 0 )	3 ( 60.0 )	0 ( 0.0 )	2 ( 40.0 )	0 ( 0 )
防衛省	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
合計	93	19 ( 20.4 )	2 ( 2.2 )	12 ( 12.9 )	12 ( 12.9 )	35 ( 37.6 )	13 ( 14.0 )

- (注) 1 平成19年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特別民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人（国と特に密接な関係を持つ特別民法法人）が対象。  
2 合計は共管による重複を除いた実数である。  
3 括弧内は対象法人全体に占める割合（％）を示す。  
4 平均年間報酬額は、役員報酬に関する規程に基づき、常勤の各役員に支給した場合の年間報酬の平均額を算出したものである。なお、規程を定めていない法人については、平成18年度の実績又は平成19年度支給見込みに基づき算出したものである。

## 6 常勤従業員の平均退職金額規模別法人数

府省名	対象法人数	退職金を支給しない法人数	400万円未満の法人数	400万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上1,600万円未満の法人数	1,600万円以上2,000万円未満の法人数
内閣府	3	3 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
警察庁	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
金融庁	2	0 ( 0 )	0 ( 0 )	2 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
総務省	7	2 ( 28.6 )	2 ( 28.6 )	3 ( 42.9 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
法務省	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
外務省	8	1 ( 12.5 )	5 ( 62.5 )	2 ( 25.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
財務省	1	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
文部科学省	7	1 ( 14.3 )	2 ( 28.6 )	4 ( 57.1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
厚生労働省	29	15 ( 51.7 )	10 ( 34.5 )	4 ( 13.8 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
農林水産省	9	1 ( 11.1 )	5 ( 55.6 )	3 ( 33.3 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
経済産業省	20	3 ( 15.0 )	4 ( 20.0 )	13 ( 65.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
国土交通省	18	3 ( 16.7 )	13 ( 72.2 )	2 ( 11.1 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
環境省	5	0 ( 0 )	5 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
防衛省	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
合計	93	26 ( 28.0 )	40 ( 43.0 )	27 ( 29.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )

- (注) 1 平成19年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特別民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特別民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特別民法法人（国と特に密接な関係を持つ特別民法法人）が対象。  
2 合計は共管による重複を除いた実数である。  
3 括弧内は対象法人全体に占める割合（％）を示す。  
4 平均退職金額は、退職金に関する規程の有無にかかわらず、常勤従業員の平均退職金額を算出できる法人については、仮に勤続2年で退職した場合に支給される退職金額を算出し、これを基に算出したものである。退職金に関する規程がある場合には、当該規程に基づき算出し、規程がない場合には、過去の支給実績等を基に算出している。退職金が、役員のクラス、年齢、経験等によって様々である場合には、調査日時における役員の状況も勘案した上で、算出している。

### 7 報酬・退職金等の改善状況

府省名	対象法人数	改善すべき点の なかった法人数	改善を行った 法人数	改善を検討中 の法人数
内閣府	3	3 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
警察庁	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )
金融庁	2	2 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
総務省	7	7 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
法務省	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )
外務省	8	8 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
財務省	1	1 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
文部科学省	7	6 ( 85.7 )	1 ( 14.3 )	0 ( 0 )
厚生労働省	29	27 ( 93.1 )	0 ( 0 )	2 ( 6.9 )
農林水産省	9	9 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
経済産業省	20	19 ( 95.0 )	1 ( 5.0 )	0 ( 0 )
国土交通省	18	18 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
環境省	5	5 ( 100 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
防衛省	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )
合計	93	90 ( 96.8 )	1 ( 1.1 )	2 ( 2.2 )

- (注) 1 平成19年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特例民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特例民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特例民法法人（国と特に密接な関係を持つ特例民法法人）が対象。  
 2 合計欄は共管による重複を除いた実数を計算したものである。  
 3 括弧内は対象法人全体に占める割合（％）を示す。  
 4 改善すべき点の有無は、個々の法人の運営状況等を踏まえ、当該法人を所管する各府省がそれぞれ判断を行っている。

### 8 役員の在任年齢に関する規程の整備状況

府省名	対象法人数	規程を整備している 法人数	規程を整備 していない法人のうち 整備を検討中の法人数	常勤の理事長等の在任年齢の 上限別法人数			常勤の理事の在任年齢の 上限別法人数		
				65歳以下	65歳超 70歳以下	70歳超	65歳以下	65歳超 70歳以下	70歳超
内閣府	3	3 ( 100 )	0 ( 0 )	0	3	0	0	3	0
警察庁	0	- ( - )	- ( - )	-	-	-	-	-	-
金融庁	2	2 ( 100 )	0 ( 0 )	0	1	1	1	0	1
総務省	7	6 ( 85.7 )	1 ( 14.3 )	0	6	0	2	4	0
法務省	0	- ( - )	- ( - )	-	-	-	-	-	-
外務省	8	7 ( 87.5 )	0 ( 0 )	2	4	1	5	1	1
財務省	1	1 ( 100 )	0 ( 0 )	0	1	0	1	0	0
文部科学省	7	7 ( 100 )	0 ( 0 )	0	5	1	4	2	1
厚生労働省	29	24 ( 82.8 )	3 ( 10.3 )	2	21	2	19	5	1
農林水産省	9	8 ( 88.9 )	1 ( 11.1 )	1	7	0	7	1	0
経済産業省	20	20 ( 100 )	0 ( 0 )	1	17	2	16	2	2
国土交通省	18	18 ( 100 )	0 ( 0 )	4	11	3	9	7	2
環境省	5	5 ( 100 )	0 ( 0 )	2	2	1	3	1	1
防衛省	0	- ( - )	- ( - )	-	-	-	-	-	-
合計	93	85 ( 91.4 )	5 ( 5.4 )	11	65	9	54	25	7

- (注) 1 平成19年度決算ベースにおいて国からの補助金・委託費等の2分の1以上を第三者に交付する所管特例民法法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の3分の2以上を占める所管特例民法法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管特例民法法人（国と特に密接な関係を持つ特例民法法人）が対象。  
 2 合計欄は共管による重複を除いた実数を計算したものである。  
 3 括弧内は対象法人全体に占める割合（％）を示す。

有給常勤職員の平均年間給与額規模別法人数

府省名	対象法人数	有給職員のいない法人数	200万円未満の法人数	200万円以上400万円未満の法人数	400万円以上600万円未満の法人数	600万円以上800万円未満の法人数	800万円以上1,000万円未満の法人数	1,000万円以上1,200万円未満の法人数	1,200万円以上の法人数
内閣府	3	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 33.3 )	2 ( 66.7 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
警察庁	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
金融庁	2	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	2 ( 100.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
総務省	7	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0.0 )	3 ( 42.9 )	4 ( 57.1 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
法務省	0	- ( - )	0 ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
外務省	8	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 12.5 )	4 ( 50.0 )	3 ( 37.5 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
財務省	1	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 100.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
文部科学省	7	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0.0 )	0 ( 0.0 )	5 ( 71.4 )	2 ( 28.6 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
厚生労働省	29	0 ( 0 )	0 ( 0 )	4 ( 13.8 )	10 ( 34.5 )	8 ( 27.6 )	1 ( 3.4 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
農林水産省	9	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0.0 )	5 ( 55.6 )	2 ( 22.2 )	1 ( 11.1 )	1 ( 11.1 )	0 ( 0 )
経済産業省	20	1 ( 5 )	0 ( 0 )	1 ( 5.0 )	5 ( 25.0 )	11 ( 55.0 )	2 ( 10.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
国土交通省	18	0 ( 0 )	0 ( 0 )	1 ( 5.6 )	9 ( 50.0 )	7 ( 38.9 )	1 ( 5.6 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
環境省	5	0 ( 0 )	0 ( 0 )	0 ( 0.0 )	1 ( 20.0 )	2 ( 40.0 )	2 ( 40.0 )	0 ( 0 )	0 ( 0 )
防衛省	0	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
合計	93	1 ( 1.1 )	0 ( 0 )	8 ( 8.6 )	41 ( 44.1 )	34 ( 36.6 )	8 ( 8.6 )	1 ( 1.1 )	0 ( 0 )

- (注) 1 合計は共管による重複を除いた実数である。  
2 括弧内は対象法人全体に占める割合(%)を示す。  
3 有給常勤職員の平均年間給与額は、調査時点における平成20年度支給見込額である。